平成２５年（フ）第３７号
長野県上田市本郷774番地25
破産者　竹内きよ子
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第７６号
長野県上田市古安曽2037番地１
破産者　平林　陽司
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第６９号
岐阜県美濃加茂市新池町３丁目３番９号、前住所岐阜県美濃加茂市山之上町998番地24
破産者　古瀬　章子
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第６４２号
愛知県瀬戸市みずの坂３丁目97番地
破産者　緒方　徹雄
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９４０号
名古屋市東区泉１丁目８番５号　あいさきがけ804号
破産者　小池　良江
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４７１号
愛知県春日井市篠木町３丁目41番地
破産者　児玉　　弘
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７８８号
名古屋市天白区音聞山1207番地
破産者　エクセレントこと　山本　辰靖
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８４１号
愛知県小牧市大字北外山775番地６
破産者　天間　優悦
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４４号
大阪府貝塚市南町32番２―308号、住民票上の住所大阪府岸和田市上野町西27番25号
破産者　東　　徳一
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
兵庫県朝来市生野町口銀谷859番地
破産者　北山　春彦
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４００号
兵庫県姫路市岡田319番地
破産者　天野　智宏
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第８２号
鳥取県鳥取市南吉方１丁目１番地６　加納ハイツ５号
破産者　山本　悦子
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４２２号
広島市安芸区船越５丁目20―18、住民票上の住所広島県安芸郡海田町新町17番１号
破産者　桑原　弘子
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５２２号
広島市安佐南区東野１丁目18番47―111号
破産者　中山　智正
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４１号
山口県宇部市大字際波187番地12
破産者　田中　宏幸
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第６１７号
熊本県宇城市小川町北新田５番地　おおもり病院、住民票上の住所熊本県宇城市松橋町豊福1673番地
破産者　松永　一喜
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６２７号
熊本市中央区水前寺１丁目５番20―204号　ダイアパレス水前寺
破産者　岩本　三徳
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３２７号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目11番11号　上野ビル502号
破産者　前田多喜男
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３３４号
鹿児島県垂水市市木81―２、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市黒神町2582番地43
破産者　田中　義孝
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係